一　施行者の名称　奈良県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第六十一号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・百八号大森高畑線
三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○近畿地方整備局告示第四十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第千九百三十七号東部大阪都市計画公園事業九・六・二百十一号山田池公園
三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月四日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○中国地方整備局告示第六十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　広島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年中国地方整備局告示第五十一号三次圏都市計画道路事業三・四・百十七号上原願万地線
三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十五日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○中国地方整備局告示第六十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年中国地方整備局告示第三十一号山口都市計画道路事業三・五・十七号泉町平川線
三　事業施行期間　自平成十七年三月三十一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

**○中国地方整備局告示第六十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

中国地方整備局長　栗田　悟

一　施行者の名称　山口県
二　都市計画事業の種類及び名称　山口都市計画道路事業三・五・三十号柳井田柏崎線及び三・四・三十七号新山口駅長谷線
三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　山口県山口市小郡下郷字渡り上弐、字堂の下、字東壱ノ割、字下開作、字番屋下、字下松北及び字下松南地内
使用の部分　山口県山口市小郡下郷字東壱ノ割地内

**○北海道開発局告示第四十八号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

北海道開発局長　澤田　和宏

一　道路の種類　一般国道
一(一)　路線名　五号
一(二)　道路の区域

| | 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道二海郡八雲町黒岩五八九番一地内 | | | | |
| (四) | 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部 | | | |
| 二(一) | 道路の種類　一般国道 | | | |
| 二(二) | 路線名　二百二十九号 | | | |
| 二(三) | 道路の区域 | | | |
| | | 変更前 | 二三・〇〇～三二・〇六メートル | 二〇〇・四〇〇キロメートル |
| | | 後 | 二八・一九～六〇・二六メートル | 二〇〇・四〇〇キロメートル |

**○北海道開発局告示第四十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

北海道開発局長　澤田　和宏

| | 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船澗八八番六から同町大字美国町字船澗九〇番三まで | | | | |
| (四) | 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部 | | | |
| 三(一) | 道路の種類　一般国道 | | | |
| 三(二) | 路線名　二百七十四号 | | | |
| 三(三) | 道路の区域 | | | |
| | | 変更前 | 二三・六六～四一・二〇メートル | 〇〇・〇三二キロメートル |
| | | 後 | 二七・四六～四五・八九メートル | 〇〇・〇三二キロメートル |

| | 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|
| 釧路市阿寒町共和新一九八番二から同市阿寒町共和新一五〇番一まで | | | | |
| (四) | 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部 | | | |
| | | 前 | 二九・〇〇～六〇・〇〇メートル | 〇〇・三三七キロメートル |
| | | 後 | 二九・〇〇～四五・〇〇メートル | 〇〇・三三七キロメートル |

**○北海道開発局告示第五十号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

北海道開発局長　澤田　和宏

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二百七十四号 | 釧路市阿寒町共和四十六線六六番六から同市阿寒町共和新一五〇番一まで | 北海道開発局及び同局釧路開発建設部 |